

地方独立行政法人大阪市立工業研究所倫理綱領

制定 平成20年10月1日
最近改正 平成25年4月1日

前文

地方独立行政法人大阪市立工業研究所（以下「法人」という。）及びその構成員は、法人の研究が社会の中で行われていることを自覚し、すべての人間の基本的人権と尊厳を認め、これを侵さず、また、地球環境、さらには資源の保護にも思いを致すなど、法人の社会の要請に応えるべき責務を負っている。

法人の構成員は、法令及び法人の規則・規程等を遵守することはもちろん、社会からの信頼を損なうことのないよう、高い倫理観と良識を持って行動することが求められている。また、法人職員・社会人として、自らの自由と責任に基づいた絶え間ない自己点検により、自立的に責務を遂行しなければならない。

法人の構成員は、構成員として関わる事項の説明責任を果たすとともに、法人を人間形成の場と位置づけ、構成員間で互いに人格を尊重し合い、それぞれの責務が適切な環境の下で行われるよう努めなければならない。

これらの基本的認識の下に、法人は、構成員の自立性に依拠して倫理綱領を以下のとおり策定する。

（行動基準の判断）

第1条 法人及びその構成員は、自らの専門的な判断と倫理観を持って真理を探求し、社会への責任を自覚したうえで、その行動基準を自立的に判断する。

（公正・誠実な責務の遂行）

第2条 法人及びその構成員は、高い倫理観と自立性を持って、研究・社会貢献及び法人の業務運営に関する責務を公正かつ誠実に遂行し、誇りを持って社会責任を果たす。

2 法人及びその構成員は、適正な手続きの下で責務を遂行し、不正のない業務運営の実現のために行動する。

（業務の遂行）

第3条 法人の構成員は、十分な準備や熱意を持って業務に臨むとともに、その業務遂行に関する説明責任を果たす。

2 法人の構成員は、業務遂行能力の向上を目指して常に自己研鑽に努める。

（研究活動の真摯な遂行）

第4条 法人の研究員は、次の各号に留意して研究を遂行する。

- (1) 学問の客観性を確保し、真摯に研究活動を行う。
- (2) 他の研究者の学問的成果を尊重する。
- (3) 研究に際して、地球環境を重んじる。
- (4) 研究費の獲得・執行を適正に行うよう、常に自己点検に心がける。

（社会貢献）

第5条 法人及びその構成員は、社会との相互交流を図り積極的に協力を行うなかで、公正性を踏まえて、研究業績を社会に還元する。

（情報の適正な発信及び管理）

第6条 法人及びその構成員は、次の各号に留意して情報を取扱う。

- (1) 情報の適正な管理・保管・開示に努める。
- (2) 個人情報の保護に努める。

(3) インターネットの使用に際して、不正利用や情報流出の防止に努める。

(環境整備)

第7条 法人及びその構成員は、互いに人格を尊重し合い連携する中で、良好な研究等のための環境整備に努める。

附 則

この綱領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この綱領は、平成25年4月1日から施行する。